

差止請求書

2021(令和3)年10月18日

〒106-0045
東京都港区麻布十番1-9-8-5F
株式会社Oz
代表取締役 澤井 周太 殿

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 (弁護士)
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL:048-844-8972 / FAX:048-829-7444
事務局長 吉川 尚彦

第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は貴社に対し消費者契約法第41条第1項の請求として本差止請求書を差し出します(従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます)。

つきましては、本書到達後2週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

当会は貴社に対し、下記対象となる契約条項記載の契約条項を使用することの停止を請求します。

記

「ご入会後における指定料金・回数券等購入後の返金は一切致しかねます」「一旦納入した入会金・諸料金はその理由を問わず一切返金致しません」等、貴社との入会契約後は支払済みの金銭を一切返還しない旨の契約条項

第3 紛争の要点

- 1 貴社は業として消費者に対しトレーニングジムとして役務提供を行い、契約書面として「体験トレーニング・入会申込書」を用いています。

同書面においては、「ご入会後における指定料金・回数券等購入後の返金は一切致しかねます」との契約条項が定められており、これは契約の解除の際の違約金を定める条項といえます。また貴社ウェブサイトに掲載されている施設利用規約の第8条第1項にも「一旦納入した入会金・諸料金はその理由を問わず一切返金致しません」との文言があり、これも同趣旨であると理解しております。

- 2 同契約の性質は準委任契約（民法第656条）と解されるため、民法によれば契約が履行の途中で終了した場合は履行の割合に応じて精算がなされるべきところ（同法第648条第3項第2号）、同契約条項によれば契約直後の解除であって全く役務提供がなされていない場合にも一切の返金がなされないこととなります。

消費者契約法第9条第1号は「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」につき当該超える部分を無効と定めているところ、同契約条項はいかなる場合でも一切の返金をしないという内容であり、平均的損害を超えるものであることは明らかです。

したがって、当該契約条項は消費者契約法第9条第1号に違反するものといえます。

- 3 また、上述のとおり、当該契約条項は準委任契約について定める民法の規定に比して消費者の契約解除に伴う不当利得返還請求権を制限し、また消費者により多くの違約金を負担させる義務を課す条項であり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものですので、当該契約条項は消費者契約法第10条に違反するものといえます。

- 4 なお、貴社は当会からの申入れに対する回答の書面において、契約条項の修正案として「返金は、法令の定めまたは当社が認める理由がある場合を除いて、お受け致しかねます」との契約条項を挙げています。しかし、同契約条項は、具体的にいかなる場合に返金が可能であるのか、一般的な消費者にとって理解が困難な内容です。消費者契約法第3条第1号は事業者に対し「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること」とする努力義務を課していることに照らし、同条項は問題があるといわざるを得ません。

したがって、当該契約条項の使用についても、これを控えて頂くよう求めます。

- 5 以上のことから、当会は、貴社に対し、請求の要旨に記載のとおり、上記消費者契約法違反の契約条項につき、同法第12条第3項の規定に基づいて、その使用の停止を請求します。

第4 訴えを提起する予定の裁判所
さいたま地方裁判所

以 上